

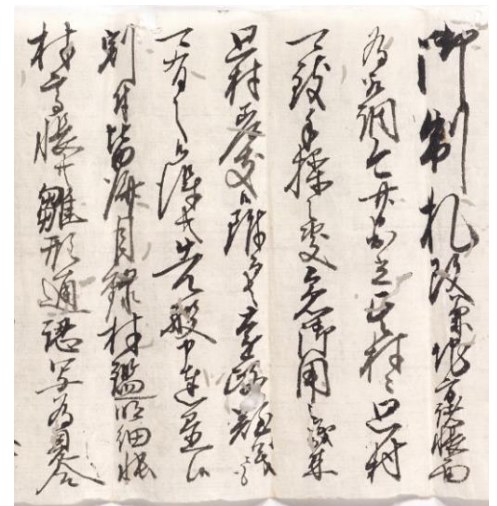
13	〔前橋鎮撫附 水沼役所より急廻状〕(制札改め兼地方諸帳面取調の件)	慶応4 (1868)年	前橋鎮撫附 水沼役所 → 日影南郷村持ち添え、下水良村ほか、右村々役人中	継 1 通	赤石氏 収集 8
	慶応4(1868)年8月、勢多郡水沼村(現・桐生市黒保根町)の星野家から出された、赤城山北麓の村々への至急廻状です。				

文書の表書きには赤字で「急」と書かれており、至急、村々へ回達した連絡であることがわかります。水沼村・星野家の「前橋鎮撫附 水沼役所」から出されたものと思われます。

前橋鎮撫(前橋鎮撫所)は当時、政府や前橋藩の監督下で、旧幕府領の村々を管轄する重要な機関でした。

廻状の特徴として、文書の末尾に宛名の村々が列記され、各村名の下には文書を読んだしるしとして印鑑が押されています。

宛先の「日影南郷村」「生越村」などは赤城山北麓の片品川南岸の村々、最後の「川額村」は赤城山西麓の利根川沿いの村です(現沼田市や利根郡昭和村)。水沼村は赤城山東麓の渡良瀬川沿いですから、水沼役所の担当地域が広がったことがうかがえます。



(表書)

前橋鎮撫附  
ちんぶ

水沼

廻状 役所

急 辰八月廿日巳上刻 日影南郷村始

(本文)

御制札改め兼地方諸帳面

取り調べの為、今廿日出立、其の村々廻村

致すべき手操りの為、急御用の義出来、

廻村差し支え候、附ては遠路難義にも

之れ有るべく候えども、先般申し達し置き候

割付・皆済目録・村鑑明細帳・

村高帳共、雛形通り したた認め写し、見合わせ

(中略)

重立ち候もの壺人つつ、来廿五日

罷り出で、着き、相届けらるべく候、此の廻状急速

順達、留り村より出張の節返却

致さるべく候、以上

前橋鎮撫附

水沼

辰八月廿日 役所 (印)

日影南郷村持添

しもみずら下水良村 (印)

砂川村 (印)

石戸新田 (印)

おごせ生越村 (印)

貝之瀬村 (印)

上糸井村 (印)

かわ川額村 (印)

右村

役人中